平成２９年（フ）第６５号
福岡県朝倉市持丸453番地１　県営恵比須団地１－２－５
債務者　野上由希子（旧姓龍）
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９５号
福岡県筑紫野市大字永岡1030番地１　コモドヒル桜台301号
債務者　遠藤　宏康
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０１号
福岡市南区横手２丁目33番28号
債務者　羽野　美濃
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０４号
福岡市南区横手３丁目29番23号
債務者　藤　弥世子
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９号
北海道登別市青葉町１番地34青葉ハイツ103号室
債務者　吉村　　敏
１　決定年月日時　平成29年２月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
茨城県取手市浜田239番地３
債務者　猪瀬　正治
１　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
茨城県取手市戸頭276番地２　ファミーユ神明601号
債務者　石井　真理
１　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
茨城県北相馬郡利根町大字布川2080番地40、前住所茨城県北相馬郡利根町大字布川2476番地12
債務者　田中　淳史
１　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１号
茨城県取手市新取手２丁目14番19―203号
債務者　眞仁田義男
１　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２号
茨城県取手市西２丁目１番Ｅ―102号
債務者　古谷　正志
１　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第５号
茨城県取手市椚木869番地
債務者　吉岡由美子
１　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第７号
茨城県取手市上高井628番地
債務者　坂本　節子
１　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
群馬県太田市新田大根町969番地６
債務者　新井　理香
１　決定年月日時　平成29年２月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１０号
岡山県津山市川崎1901番地
債務者　築山ひとみ
１　決定年月日時　平成29年２月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２６２号
香川県高松市東山崎町514番地　市住47―237
債務者　馬場　公子
１　決定年月日時　平成29年２月13日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３７号
福岡市東区多々良１丁目47番13号
債務者　藤　　美絵
１　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５１号
福岡県糟屋郡志免町田富２丁目５番12号　アレグリアＫ－Ａ201号
債務者　藤波　勇基
１　決定年月日時　平成29年２月９日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部